

平成 23 年 2 月 28 日

年金業務監視委員会 説明項目

函館大学 客員教授 磯村 元史
(年金記録回復委員会 委員長)

1. 説明に際しての立場

2. 「3号不整合記録」の発端

- 平成 21 年秋の、旧社会保険庁職員等へのアンケート（約 17 千人、回収率 94%）から。
- 平成 22 年 2 月 16 日の、年金記録回復委員会の“事前粗ごなし”検討会で問題提起。

3. 「3号不整合記録」問題を、回復委員会で審議した背景

年金記録回復委員会の設置要綱（抜粋） (21・10・16 厚生労働大臣伺い定め)

1. 趣旨及び用務

『年金記録問題に対応して、国民が記録を回復して、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討…』

4. 年金記録回復委員会における「3号不整合記録」に関する議論の経過

1) 平成 22 年 3 月 10 日 第 10 回年金記録回復委員会

- 「職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）」の中で現況と背景を説明し、対応策は検討中との説明あり。
- 廣瀬委員から、昭和 61 年 4 月からの問題であり、ケース（3号→1号、3号→2号、3号のまま）に分けて対応策を議論すべき、との意見あり。

——— この間、実務検討会を 3 回開催 ———

2) 平成 22 年 3 月 29 日 第 11 回年金記録回復委員会

- 職員アンケートへの対応策として、運用 3 号の取扱の説明があり了承。
- 以下は、当日の配布資料からの抜粋。

〔職員アンケートからの記録問題への対応策（抜粋）〕

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する、種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

- 1) 受給者 既に裁定が行われていることから、現状のままとする。
- 2) 被保険者 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。
過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

3) 平成 22 年 7 月 27 日 第 15 回年金記録回復委員会

○7月20日に、「3号→1号未届」に関する新聞報道があったことから、3月29日の委員会資料（運用3号の対応策）及び新聞記事を席上配布。説明及び議論はなし。

——— 次の12月14日の前に、運用3号については実務検討会を1回開催 ———

4) 平成 22 年 12 月 14 日 第 19 回年金記録回復委員会

○具体的事務スキーム、年金局から機構への通知案について議論し終了。

——— この間、現場説明会の状況が判明したことを受け、実務検討会を5回開催 ———

5) 平成 23 年 1 月 31 日 第 20 回年金記録回復委員会

○運用3号に関する研修、諸準備の状況、職員向けQ&Aの説明あり。改めて経緯等についての説明があり、各委員から意見表明。運用3号の取扱いについて意見集約。

5. ヒアリング事項について （私見を含む）

1) 不公平な取り扱いではないか。

○適切に届け出て、保険料を納付したものと年金受給額が同額。

○昨年第 1 号に訂正したものは、運用 3 号にならないことの不公平。

2) 通達ではなく、法改正が必要なのではないか。

関連して、回復委員会が「運用 3 号」の違法性の有無を審議しなかったことについては？

3) モラルハザードに繋がるのではないか。

○国民を混乱させ、国民の信頼を低下させるのではないか。

4) より妥当な代替案があるのではないか。

○カラ期間として全期間遡って納付できるようにするなど。

6. 上記以外の、前回の監視委員会での各委員からのご意見・ご質問に関連して (私見を含む)

7. 「3号不整合記録」の抜本的改善 (私見を含む)

